

# 全九州太鼓連合 部局及び部会規則

平成 20 年 1 月 19 日 制定

## ( 趣 旨 )

第 1 条 この規則は、全九州太鼓連合(以下「本会」という。)の円滑な運営を図るため、部局及び部会の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## ( 部局及び部会の設置 )

第 2 条 本会の活動、事業を行うため次の各号に定める部局及び部会を設置する。

- (1) 統轄・監修局
  - (2) 広報部会
  - (3) 技術部会
  - (4) 事業部会
- 2 統轄・監修局は、各部会を統轄する。
- 3 統轄・監修局内に次の各号に定める部署を設置する。
- (1) 窓口総轄部
  - (2) 会場総轄部
  - (3) 舞台総轄部

## ( 部局員及び各部会員 )

第 3 条 部局及び各部会に次の部局員及び部会員を置く。

- (1) 局長 1 名
  - (2) 局次長 3 名
  - (3) 部会長 1 名
  - (4) 副部会長 1 名
- 2 部局員は、局長が本会会員の中から指名・任命し部局を構成する。
- 3 部会員は部会長が本会会員の中から推薦された者を任命し部会を構成する。
- 4 技術部会員については、公認指導員資格を必要とする。

## ( 職 務 )

第 4 条 部局員及び部会員の職務は、次の各号に定める。

- (1) 局長は、部会業務を総理し、所属の部局員及び部会員を指揮監督し、本会との連絡調整を行う。
- (2) 局次長は、局長と共に業務に当たると共に局長を補佐し、必要を生じたときは、局長の職務を代行する。  
また、担当する各部会の事務を総理し、局長と共に業務を指揮監督する。
- (3) 部局員は、局長の名を受け部局及び部会業務達成に努める。
- (4) 部会長は、担当事務を総理し、所属の部会員を指揮監督し、部局との連絡調整を行う。
- (5) 副部会長は、部会長を補佐し、必要を生じたときは、部会長の職務を代行する。
- (6) 部会員は、部会長の命を受け部会業務達成に努める。

## ( 事務分掌 )

第 5 条 部会の事務分掌は、次のとおりとする。

- 1 広報部会
  - (1) 本会規約第4条の事業達成のための広報宣伝
  - (2) 本会の活動を広く広報宣伝すると共に、会員相互の情報交換等を図るための活動
- 2 事業部会
  - (1) 本会規約第4条の事業達成のための企画運営
  - (2) 本会規約第27条の事業収入達成のための企画運営
- 3 技術部会
  - (1) 本会規約第4条の事業達成のための活動
  - (2) 本会及び所属会員主催の審査委員及び日本太鼓の技術及び普及振興等必要とされる活動

( 部局及び部会の開催 )

- 第 6 条 部局及び部会は、本会の円滑な運営及び目的達成のために必要が生じた場合に会長の要請又は、全九州太鼓連合役員会(以下「役員会」という。)の承認を得て開催するものとする。
- 2 部局及び部会開催時の議事運営については、局長が議長となる。

( 議事録 )

- 第 7 条 次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成する。
- (1) 部局及び部会の日時、場所、出席者の数、議事の要綱、決定した事項
  - (2) 議事録には、局長が指名する2名以上の出席会員が署名しなければならない。

( 経費 )

- 第 8 条 部局及び部会の経費は、次のとおりとする。
- (1) 部局及び部会が活動する場合の必要経費については、役員会で認められた限度内で支給する。
  - 2 部局及び部会運営上独自の経理が必要になる場合、役員会の承認を得て独自の予算を持ちこれを運営する事が出来る。同時に、第9条に定める報告をその都度、行わなければならない。

( 事業及び収支報告 )

- 第 9 条 部局及び部会の事業報告及び収支報告については、次の各号に定める。
- (1) 事業報告については、本会事務局長に報告し、精査を行う。
  - (2) 収支報告については、本会経理局長に報告し、精査を行う。
- 2 精査した結果については、総会等において報告しなければならない。

( 補則 )

- 第 10 条 この規則を改正しようとするときは、本会役員の現在数の2分の1以上が出席した役員会において出席者の過半数をもって議決しなければならない。

附 則 この規則は、平成 20 年 1 月 19 日から施行する。

附 則 ( 改正及び一部改正 )

規則第1条から第9条までを改正及び一部改正する。

この規約は、平成 28 年 5 月 14 日から施行する。